

平成26年（ネ）第5662号 損害賠償請求事件

控訴人 柳 沼 英 夫

被控訴人 神 奈 川 県

準備書面（5）

2015年11月18日

東京高等裁判所第20民事部御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 高橋 宏

控訴人訴訟代理人 弁護士 中島 宏治

控訴人訴訟代理人 弁護士 川本 美保

控訴人訴訟代理人 弁護士 高橋 由美

## 第1 控訴人の自覚症状とその要因について

### 1 坂部教授の医学的見地からの意見

東海大学病院医学部教授坂部貢医師は、控訴人の症状とその要因について、本件の控訴人提出証拠及び、被控訴人神奈川県の提出証拠をもとに、第三者医師としての見地から、以下のような意見を述べている。

#### （1）控訴人の診断名と現在の症状について

坂部医師は、その意見書において、控訴人の診断名と現在の症状について以下の通り、控訴人には、中枢神経機能障害、混合性平衡機能障害、自律神経症状が認められ、更に強度の「化学物質不耐性」が認められるとの意見を述べている。

すなわち、坂部医師は、意見書の第2項「2. 柳沼英夫氏殿の診断名と現症について」において、（以下意見書の引用）「北里大学北里研究所病院初診・北里大学北里研究所病院初診・再診時における神経学的検査を中心とした客観的医学所見において、中枢神経機能障害（主として滑動性眼球追従運動障害/中枢性眼球運動障害）、混合性平衡機能障害（中枢性+内耳性重心動揺異常）が認められ、さらに日常生活に支障をきたす程度の自律神経症状が認められた。また、詳細な問診並びに患者本人によって記入された問診票項目の結果から、強い『化学物質不耐性』が認められた。」（引用終わり）と述べているのである。

#### （2）控訴人の初診時に認められた自覚症状と現在の症状との関連について

また、坂部医師は、控訴人において初診時に存在した自覚症状と現在の症状について、保土ヶ谷高校において、本件工事時に、多彩な急性症状が出現したことから、控訴人の症状の発生には、何らかの外因性要因が関与したことが示唆されると述べ、その要因としては、①本件工事において揮発性の有機化合物が使用されたことに加えて、②控訴人の出現症状の経過が化学物質によるシックビルディング症候群と考えると医学的に矛盾がないこと、③本件工事で揮発性の高い有機化合物を含む有機化合物が使用されていたことから、控訴人の症状は、本件工事時に控訴人がシックビルディング症候群を発症しうる濃度の揮

発性有機化合物の吸入により身体に影響を受け、その後遺症として現在の神経機能障害が継続しているとの宮田医師の医学的判断に矛盾はないと述べている。

坂部医師は、仮に、揮発性有機化合物の影響がないと考えると、控訴人の症状の経過を医学的に説明することは極めて困難とさえ述べているのである。

すなわち、坂部医師は、その意見書の第3項「3. 初診時に認められた自覚症状と現症との関連について」において、坂部医師は、(以下、意見書を引用)「詳細な問診並びに問診票記入内容から、学校環境における工事時に、多彩な急性症状が出現したことから、既往歴等を十分検討した上で、何らかの外因性要因が関与したことが強く示唆される。揮発性の有機化合物が使用されたこと、出現症状の経過が化学物質によるシックビルディング症候群・(SBS)と考えても医学的に矛盾がないこと(一般的なSBS経過と整合性がある)、使用されたとされる有機化合物の主要なものに、揮発性が高いものが含まれていたこと等から、SBSを発症しうる濃度の吸入により身体影響を受け、その後遺障害として現在の神経機能障害(中枢性眼球運動障害、重心動揺異常等)が継続して認められるとの医学的判断に矛盾は無い。仮に、揮発性有機化合物の影響は関与しないとすると、柳沼殿の症状経過を医学的に説明することは極めて困難である。

よって、原告からの聞き取り(問診)、客観的身体所見の内容から原告の自覚症状の発症経過とその要因を判断すると、1) 学校環境における揮発性有機化合物曝露以外にその要因となるものを医学的に見出すことが困難であること、2) 問診及び診療録に記載されている多彩な自覚症状が、揮発性有機化合物曝露によって生じるSBSの一般的症状と多くが一致すること、3) 本SBSの影響(急性)によって、その後遺障害として中枢神経機能障害を主体とした化学物質不耐(いわゆる化学物質過敏症)を発症したことに対する医学的判断に矛盾がないこと(化学物質過敏症の合意事項に一致する典型的な経過)、があげられる。」と意見を述べているのである。

### (3) 坂部意見書をもとにした控訴人の症状及びその原因

以上の坂部医師の意見書によれば、控訴人は、本件工事の際に、シックビルディング症候群(SBS)を発症しうる濃度の揮発性有機化合物の吸入により、身体に影響を受け、その後遺障害として現在の中枢性眼球運動障害や、重心動揺異常などの神経機能障害が現れており、また、本件工事では、揮発性の高い有機化合物が使用されていることや、本件工事以外に控訴人の症状の要因を医学的に見出すのが困難であり、控訴人の多彩な自覚症状が、揮発性有機化合物曝露によって生じるSBSの一般的症状と多くが一致し、そのSBSの影響によって、その後遺障害としての化学物質不耐(所謂化学物質過敏症)を発症したことに対する医学的判断には矛盾がないのである。

よって、宮田医師の診断の通り、坂部医師によっても、控訴人が、本件工事を原因として化学物質過敏症に罹患していることは明らかである。

以上